第23回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名		第23回利根町自治基本条例検討委員会
日時		令和3年10月8日(金) 午前10時00分から11時30分まで
場所		利根町役場 4階 4-A会議室
出席者	委員	坂野委員長,手塚副委員長,加藤委員,市川委員,船川委員,飯塚委員,岩 戸委員,新井委員,吉岡委員,加川委員,鈴木(弘)委員,大越委員,菅 沼委員,寺島委員,鈴木(亜)委員,
	事務局	政策企画課 川上課長、服部課長補佐, 高野政策支援員, 栗原主任, 蓮沼主任
欠席委員		猪鹿月委員
会議次第		 1 開会 2 行政の役割と責務,議会の役割と責務 3 基本原則,基本理念について 4 子どものまちづくりへの参加,子育て及び教育の推進について 5 次回の開催日について 6 その他 7 閉会
配付資料名		第24回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料1 (仮称) 利根町自治基本条例 行政の役割と責務について(素案) 資料2 (仮称) 利根町自治基本条例 議会の役割と責務について(素案) 資料3 (仮称) 利根町自治基本条例 基本原則,基本理念について(素案) 資料4 (仮称) 利根町自治基本条例 子どものまちづくりへの参加,子育 て及び教育の推進について(素案) 参考 自治基本条例「まちづくりの基本理念,基本原則」比較表
議事内容		次ページ以降の通り

1 開会

(事務局が資料確認)

2 参加及び協働の条文について

委員長

資料について事務局で説明をお願いする。

(資料1「(仮称) 利根町自治基本条例 行政の役割と責務について(素案)」,資料2「(仮称) 利根町自治基本条例 議会の役割と責務について(素案)」に基づき事務局より説明)

委員長

資料1では、「町長の役割と責務」、「行政の役割と責務」、「職員の役割と責務」、 資料2では、「議会の役割と責務」、「議員の役割と責務」となっている。基本的には、 事務局からの説明のとおり、資料1については町長以下で確認をされていて、資料2 については議会で確認されているということだったので、問題点はそんなにないと 思われるが、何かご意見等あるか。

委員

行政の役割と責務の素案,議会の役割と責務の素案について,例えば,「町長の役割と責務」の第2項を見ると,「町長は,公正かつ誠実に」と書いてある。公正と誠実については,議会の方も「公正かつ誠実」の順になっているが,今までの利根町の例規集を見ると,「誠実」が先に来て,その後に「公正」,「誠実かつ公正」という言い方をしている。これをここでは逆にしたということの意味は何か。

事務局

他の例規集では、誠実が先で、その後に公正がきているということであるが、今回 の素案を作る段階ではそこの順番については意識せずに作っている。

委員

例えば条例で、「利根町職員の服務の宣誓に関する条例」、つまり、仕事に就くとき の条例だと思うが、そこに様式として、宣誓書という様式があり、そこには、「(省略)、 全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」とある。 それから、利根町職員の服務規定を見ても、「第2条 職員は、町民全体の奉仕者と しての職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなけれ ばならない。」となっており、この自治基本条例でそれを「公正かつ誠実に」と直す ことの意味が私にはわからなかった。また、「誠実かつ公正に」という言葉はよく使 われる言葉であるが、「誠実」の意味については、私たちが日常で使っている「誠実」 の意味、それから「公正」についても、私たちが日常使っている「公正」の意味とし て受け止めていいのか。これを考えたのは、地方自治法の92条の2に、「請負」と いう言葉が出てきた。私は学生時代に地方自治法を学んでいなかったので、民法で規 定されている「請負」と同じだと思っていたのだが、解説書を見ると、地方自治法9 2条の2に規定している「請負」は、民法上の「請負」よりも広く解釈されると書い てあった。なので、行政法の中で「誠実」や「公正」という言葉がどのように使われ るのか、私たちが日常で使っている「誠実」よりも厳格に、つまり意味を小さくして、 「狭義の誠実」というのと「広義の誠実」というのがあり、「狭義の誠実」しか捉え ないということなのか。私たちが通常使っている「誠実」や「公正」という意味で受 け止めてよろしいのか。

委員長

私も「公務員論」というのを教えているので、「公正かつ誠実」というのを地方公務員法の観点から話をすることがあるが、おそらくそういった話は一般的には自治体ごとの解釈というのが基本である。利根町としてその解釈があれば、町の解釈を優先するということになる。私の方から話しをすると、順序ということに関しては、例えば服務の規定というのは一般的にはどこの自治体も同じようなひな形を使っているので、おっしゃるとおりだと思うが、ただし、それはあくまでも条例でもなく、宣誓するときに日本国憲法を順守するといった程度の話なので、それはあまりこだわる必要はないと思う。

委員

では、規範性は全くないという意味か。

委員長

そのとおりである。もし、この条例をそれに合わせるというのであれば逆で、この 条例で作ったものに、今おっしゃったものを変えるということになる。

委員

委員長のおっしゃることはよくわかる。そういうことになるだろうという気がしたので、なぜこれを入れ替えたのかという理由についてきちんと理解しておきたい。

委員長

もともと利根町が「誠実かつ公正に」とした経緯が明確でなければ、それはおそらく国など、一般的に使用されているひな形があって、それに準拠したということだと思われる。ここで私がはっきり申し上げていいのかわからないが、あまり意味はないと思う。私の私見として、「公正かつ誠実」というのと、「誠実かつ公正」というのは、あくまで抽象的な概念であり、どちらが先がいいとか後がいいというのは感覚の問題なので、私はどちらでも構わないと思う。もし、利根町としてこだわりがあるのであれば、委員がおっしゃるように順序を守るということも大事であるが、こだわりがないのであれば、「公正かつ誠実」でも「誠実かつ公正」でもよろしいと思う。このあたりは事務局にもお話いただかないといけないが、どうであるか。

事務局

こだわりといったことは特にない。

飯塚委員

町の例規に関しては、条例、要綱や規則などたくさんあるが、その中で全てが統一されているかというと、それは無理だと思う。というのは、各担当課も異なり、その大元の県や国での使い方によって整合がとれない場合もある。今回の場合、「公正かつ誠実」ということで、同じ並びである。どちらが前か、後ろかで、意味が変わるということはないと思うので、これをこの自治基本条例の中でどうするかという結論を得ればそれで済むと思う。

委員長

条例は最終的には議会が議決するものであるが、今おっしゃったことが総務課長としての見解だと思うので、順序においてはこだわりはないということである。そういうことで、委員の皆様には承諾いただけるか。

(一同了承)

委員長

他に何か意見はあるか。

委員

言葉の使い方の問題になってくると思うが、素案では「責務」という言葉で統一して書かれているが、「責務」と同じような言葉に、「責任」という言葉もあると思う。「町長」と「職員」は個人を指すので「責務」という言葉を使うが、「行政」の場合は学問的には「責任」という言葉を使うと思う。議会についても、「議員」という個人だと「責務」という言葉になるが、「議会」というところになってくると、ひとつの集団、議員が集まって議会になるので、これも「責務」というよりは「責任」という言葉の方がしっくりくる。要するに、個人だと「責務」、集団・組織だと「責任」という使い分けをしてもいいと思う。

委員長

確かに、学問上でも一般的にも、「行政責任」という言葉が使うが、「行政責務」という言葉は使わない。「責務」と「責任」というのは同じ意味になるが、平易な言葉を使おうというこちらの検討委員会の方針としては、「責任」という言葉でもいいと思う。こちらについては、事務局に一旦持ち帰っていただき、検討していただければと思うが、それでよろしいか。

(事務局了承)

委員長

今の委員からそのような意見があったということで,他の委員の皆様にも検討い ただきたいが,よろしいか。

(一同了承)

3 基本原則,基本理念について

委員長

事務局から資料の説明をお願いする。

(資料3「(仮称)利根町自治基本条例 基本理念,基本原則について(素案)」,参考「自治基本条例 『まちづくりの基本理念,基本原則,比較表』」に基づき事務局より説明)

委員長

皆様にこちらを読んでいただき、2つお伺いしたい。まずは、「基本理念」の第1項について、こちらでいいのかというのが1つである。次の第2項に関しては、特に、協働によるまちづくりを推進するためにどういったことが必要なのかということで、1つが町民が主体的に取り組む、2つ目が町民の参加により、町の運営が行われることということで、参加を強調している。3つ目が町に関する情報を共有することということで、情報共有という話が書かれている。1つ目の条文がわからなければ質問をしていただくということと、それ以下のところで違う意見や、付け加えた方がいいということがあれば、教えていただきたい。

委員

龍ケ崎市のまちづくり基本条例の第2項(3)に、「お互いに理解を深め、信頼関係を構築すること。」というのがある。協働のまちづくりということを考えると、やはりその龍ケ崎の(3)のところに入っているような、「お互いに理解を深め、信頼関係を構築する」ということがあった方がいいかと思う。もちろん、事務局が作ってくださった、第2項(3)の「町に関する情報を共有すること。」ということの中に「信頼関係を構築する」ということが含まれるのかもしれないが、そこはどうであるか。

委員長

この主体的、参加、情報となっているところに、今の委員の意見としては、さらに 加えた方がいいということである。龍ケ崎の条文に関しては、まず「ガバナンス」と いう言葉があり、これは、市民も行政も事業者もみんな横一列に並んで一緒にやって いこう、まちを良くしていこうということである。それに対して、例えば国があって、 茨城県があって, そして利根町があって, その下に町民や企業がいてというのを「ガ バメント」という。これを「統治」と言っている。「ガバナンス」というのはみんな で一緒にやっていくというので、協働して統治する、「協治」と言っている。従来型 の縦の統治ではなく、横の統治ということである。このようなガバナンスを高めるた め,ある程度の信頼であったり、みんなで一緒にやっていくという気持ちを高めるた めに重要なのが、「ソーシャルキャピタル」という言葉である。「ソーシャルキャピタ ル」というのは、訳し方がたくさんあるが、ある訳者は「人的共通資本」と訳してい る。「ソーシャルキャピタル」を直訳すると、「社会資本」となり、これは道とか川の ことと同じになってしまうが、ここで言う「ソーシャルキャピタル」というのはそう いった話ではなく、「人と人との関係」を指している。なので、「人的共通資本」など とあえて日本語で訳している。「ソーシャルキャピタル」は内閣府や茨城県でもかな り重視しており、統計をとったりもしている。問題は何かというと、その「ガバナン ス」を高めるために「ソーシャルキャピタル」が重要だと、では、「ソーシャルキャ ピタル」とは何があるかと言うと、1つは絆と言われるものである。横の関係を高め るためにはやはり絆が必要である。2つ目は、相手を思いやる気持ちが大事だと言わ れている。3つ目が、信頼である。おそらく、龍ケ崎市でまちづくり基本条例を策定 する際にお話しした時,一番心に響いたのが「信頼」という言葉だったので,龍ケ崎 市まちづくり基本条例には「信頼」という言葉が書かれている。今の委員が言われた ように、入れるかどうかは皆様で話し合って決めるべきことなので、素案にある第2 項(1)から(3)のうち必要があるかないか、全部いるかどうか、そしてもうひと つは、「信頼」という言葉を入れるかどうか伺いたいと思う。

委員

「信頼」という言葉があってもいいと思う。当たり前のことであるが、言葉にする かどうかということだと思う。なかなか口では言っても実行するのは難しい時代だ と思うので、入れてもいいと思う。

委員

素案のままでいい。

委員

追加で入れた方がいいと思う。

委員

私も「信頼」はあった方がいいと思う。

委員

「信頼」があった方が、深みが加わると思う。

委員

「信頼」はあった方がいいと思う。それから、(1)と(2)の区分け、「町民が主体的にまちづくりに取り組む」と、「町民の参加」、どちらも参加しているように思うが、違いがよくわからない。

委員長

「主体的」と「参加」という話である。事務局で、「主体的」と「参加」というと ころの説明は可能か。

事務局

(1) の方については、まちづくりをどこまでの範囲とするかというのはあるが、 広い意味でまちづくりということで、参加についても協働についても、町民が主体的 にさまざまなまちづくりに取り組むということが前提としてある。なので、(2) の 方は、町の運営ということに関して、特に町民の参加によって運営されていくという ことがひとつの原則になるということで、(1) と (2) で分けている。

委員長

これについては後ほど議論したい。

委員

(1) ~ (3) はそのままでいいと思う。「信頼関係」と言われると、あるかないかで言うとなくてもいいと思う。「信頼関係」自体はあった方がいいが、文字としてはなくてもいい。

委員

私はどちらでもいいが、あえてなぜ強調するのかなと思う。先ほどの委員がおっしゃった、「主体」のところは、やはりこの重複は気になるところである。「町民がまちづくりの主体であることを認識し」というところでもう「主体」が位置付けられていて、かつ、「主体的にまちづくりに取り組む」という、この重複は、より強調したいからなのか。

事務局

そのとおりである。

委員

強調することが望ましいのであれば、このままでいいという意見が多いようなので、異議は唱えないが、重複の印象は持った。先ほども申し上げたが、「信頼関係を構築すること」に関しては、どちらでもいいと思うが、あえて書く必要性はないと思う。

委員

「信頼関係を構築すること」については、これは当たり前のことなので、あえてそこに追加する必要はないと思う。先ほどの委員がおっしゃったように、「主体的」と「参加」というところだが、この「町の運営」と「町に関する」というのも範囲が大きすぎるので、「町政運営」とか、そういう言葉に変えた方がわかると思う。「町」というと、すべてのことになるし、これは条例なので、「町政」と言った方がよくわかると思う。

事務局

ここで「町政運営」ではなく、「町の」としている意図は、広く捉えるために「町 政」ではなく「町の運営」という言葉にした。町政に限らず、広く町の運営に関する ことは、町民の参加を前提として行うということである。

委員

そうなると、町民が主体的に何もしないと、町は何も変わっていかないとも取れる。(3)の「町に関する情報」も、あまり「町の」とすると、広すぎると私は解釈したので、「町政」の方がいいと思った。

委員

議論の中に出てきたが、基本理念の最初の第1項、これに総括されていると思う。第2項の方で、それを具体的に挙げようとしているところに無理があるのかなと感じた。具体的に言うと、第2項の(1)、「町民が主体的にまちづくりに取り組むこと。」とすると、町民が参加しない場合には、運営は難しくなるという取り方もできる。それと、「町に関する情報を共有すること。」というのは、お互いということを考えると、住民や団体といった情報も共有していくべきだと思うので、 $(1) \sim (3)$ は細かく書きすぎているのではないか。それを踏まえた上で、「信頼関係」を入れるべきかどうかという判断をしてもいいと思う、この作り方を見ていくと、「信頼関係」というのは入れなくてもこの条項は成り立つと思う。

副委員長

「町の運営」というと、町民が町の情報を得るとか、運営するというのは分野によって違うと思う。例えば、参考資料に載っている杉戸町の第5条第1項(3)には「協働の原則」というのがあり、そこの最後に「地域の課題の解決に当たること。」と書いてある。これは地域福祉の原則で、町だけではなく、地域の人が一緒になって地域の課題とは何なのかを見つけ、その課題について、例えば介護サービスにするとか、ボランティアの人に関わってもらうなど、いろんな方法を見つけていこうというのが「地域の課題の解決に当たる」ということの意味合いである。そうすると、「町の運営」というのと、「地域福祉の課題」とはまたちょっと違う部分があるが、「町の運営」というと、「地域福祉の課題」とはまたちょっと違う部分があるが、「町の運営」というと、もちろん町民も参加するが、町と一緒になってやっていくというところで、ちょっと意味合いが変わってくると思う、そういったことをうまくここに書ければいいと思う。地域福祉では、地域の課題の解決に町も地域住民も一緒に考えていこうということが言われているところなので、それをうまく取り入れて区別できるようにしたらどうかと思う。「信頼関係」を入れるにしても、「地域の課題の解決」などと一緒に入れることができたらどうかと思う。

委員長

おそらく,「町政運営」というのと「地域課題の解決」というのをまとめて「町の 運営」というのにしていると考えられるが、事務局としてはどうか。

事務局

そのとおりである。

委員長

単なる「町政の運営」だけではなく、地域課題の解決など広い意味でというのはそういうことだと思う。ただ、単純な言葉なので、どこかで解説をしなくてはいけないと思う。一般の人が「町政運営」と「地域課題の解決」と言われても、何のことかわ

からないので、おそらく「町の運営」の方が簡単にイメージがしやすいということに なると思う。

副委員長

そのことをどこかに記載しておいてもらった方がいいと思う。

委員長

条例の解釈として、注釈は必ずつけるので、この部分は入れていただくことになる。次に、疑問点がいくつか挙がったが、この「主体」という言葉が重複している。また、「主体」と「参加」、これは非常に難しいところである。「町の運営」云々という話では、飯塚課長の考えはどうか。

飯塚委員

広い意味ではいいと思うが、(2)で気になったのは、「町民の参加により」という限定的な言い方をしているので、例えば龍ケ崎市では、「参加を基本に」という言い方をしている。「により」は、参加を大前提としているという捉え方ができるので、そこは考えた方がいいと思う。

委員長

「町民の参加を基本に」の方がいいのではないかという提案があった。この提案について、皆様の意見はどうか。

委員

少し前に戻るが、まちづくりの主体は、町民が主体であることはわかるが、第2項の(1)、「主体的に」というのは、ここに参加している皆様は元気だから来ることができて、討論できるわけである。「主体的に」という言葉は町民みんなには響かないと思う。というのは、この利根町は年齢も高く、65歳以上の住民の比率が茨城県の中で2番目に多いと言われているくらいである。その人たちに「主体的に」といわれてもなかなか参加は難しいと思うので、この文言はちょっと引っかかると思った。「参加を基本に」と入れるのはいいことだと思うが、(1)の言葉が「~すること」と結ぶと、全員には響かないと思った。

(他、一同「参加を基本に」で賛成)

委員長

全員賛成ということで,「町民の参加を基本に」で決定させていただいてよろしいか。

(一同了承)

委員長

次に、この第2項の(1)、「町民が主体的にまちづくりに取り組む」ということであるが、この「主体」というのがどうなのかという話がいくつかあった。実際に、先ほどの委員からは「利根町は高齢者が多いから主体的になれないのでは」という意見があった。もう一つは、第1項で、「主体であることを認識し」と書いてあるので、重複しているため、いらないのではないかという話もでていた。ここのところは議論したいと思うが、この「主体」という言葉をこの第2項のところに入れるべきか入れないべきかということを少し考えていただきたい。

委員

この「主体」という言葉があった方がいいと思う。捉え方は人によるが、全部が主体的にというのではなく、その中で主体的にやっている人がいたら参加するというように私は捉えている。

委員

「まちづくりの主体であることを認識する」ということと、実際に「主体的にまちづくりに取り組むこと」というのは微妙に意味がちがうと思う。認識としてあっても主体的に取り組まない人もいるし、主体であることを認識し、かつ主体的にまちづくりに取り組む人もいると思う。なので、「主体であることを認識」と、「主体的にまちづくりに取り組むこと」というのは重複していないと思う。

委員

「主体的に」という言葉でなくなると、例えばどういう言葉になるのか。

委員長

替わる言葉となると、「積極的に」という言葉くらいしか思いつかない。

委員

「主体的に」という言葉を取ると、「町民がまちづくりに取り組むこと」となって しまうので、当たり前のことではあるが、それはそれで変な言葉になる。そうすると、 この号自体がなくなるのではないかと思うが、なくなるとどうなるのかと思う。

委員長

おっしゃるとおり、「主体的に」という言葉がなくなると、全て消えることになる。 ということは、あった方がいいという意見か。

委員

あった方がいいと思う。

委員

この「主体的」という,第2項(1)の文字を取るのであれば,もちろん消えると思うが,第1項の方に,「町民がまちづくりの主体であることを認識」というのは,町も町民も双方が認識した上で,第2項(2)の「町民の参加を基本に町の運営が行われること」という具体的なものにつながっていくので,「主体」をなぜ2回強調するのかという疑問は残る。なので,第2項に「主体」という言葉はいらないと思う。

委員

私は、第2項(2)の「町民の参加により」を「町民の参加を基本に」に変えたので、最初の印象は難しいなという感じでしたが、ここで納得したことによって、(1)はなくても理解できるという印象になった。なので私はなくてもいいと思った。

委員

私は、基本理念の「主体」というところはあまり響かなくて、そのまま読んだが、この第2項で「主体的に」ときたことで響いた。「私も積極的にやらないといけない」という認識になった。なので、あった方がいいと思いました。

委員

私は第2項の(1)はなくてもいいと思います。上の条文で「主体であることを認識し、それぞれの役割と責務に基づき・・・推進します。」とあり、これは「推進」が取り組むこととイコールだと思うので、最初の条文で謳っているので、なぜここで重ねるのか、重ねなくてもいいのではないかと思う。龍ケ崎市の条文を見てみると、龍ケ崎の方は基本理念というのがあって、その下に「情報を共有する」とか、「信頼

関係を持つ」とか、その取り組み方を具体的に挙げているような作りになっている。 なので、(1)はなくてもよく、その代わりに具体的な取り組みを謳う方が明らかに なると思う。

委員

「主体的」という言葉によって、町民がまちづくりに自分から進んでやってほしいという思いがあってこのように書かれたのだと思う。まちづくりというのは個々にやるものではなく、個々の力を集結してひとつのまちづくりをしていくということをわかるように言葉を変えて書けばいいのではないかと思う。

委員

この資料の第1項から第2項(3)までを続けて読んだ時に、(1)と(2)はしっくりいかなかった点があった。これまでの議論で(2)が「町民んお参加を基本に」と修正が入り、上から読んでいくと、「町民がまちづくりの主体であることを認識し、町民の参加を基本に」とすれば、この(1)は消えてもいいと思う。

委員

読み手側でどう捉えるかで変わるかと思う。(1)の「主体」がなくても、上の第1項で書いているので、そこまで読み取れると思う。しかし、そうなると(2)と(3)の2つになってしまうので、バランスが悪い。法制上考えると、2つくらいのものだったら文章で書いた方が早いというのもあるし、目立たせるのであれば3つくらい欲しい。ただ、主体で「認識」と「取り組む」というのは、認識はするが、取り組み方としてはそこまで具体性がないので、なくてもいいと思う。もし入れるのであれば、高齢の方もいてなかなか参加できない方もいるということだったので、努力規定くらいにしてもいいと思う。「~よう努めること」とか、「取り組みを努めること」くらいに落としてもいいと思う。

副委員長

私も第1項と第2項のつながりがしっくり来ていない。協調したいのはわかるが、今の委員の話で、2つだと見栄えが良くないというのは私も感じるところである。そうであれば、第1項の「主体」を外してうまい文章にすれば、第2項(1)の「主体的に」というのが光るのではないか。

委員長

以上で皆様の意見をいただいたので、まとめさせていただく。まず、信頼という話については、これは意見が同数になっている。同数なので、信頼の条文に関しては一度作ってみて、それでどうかというのをまず議論したい。次に、「主体」という言葉である。こちらについては、なくていいという意見が1人多い。そして、あともうひとつは、違う言葉にしてどうかという意見を入れると、また話が変わってくる。なので、結論から申し上げると、さまざまな意見をいただいた中で、いくつか代案を事務局に考えていただくということにしたいと思う。その2点以外のところは確定させていただいてよろしいか。ものがないと議論にならないので、次回引き続きという形になると思う。

(一同了承)

4 子どものまちづくりへの参加、子育て及び教育の推進について

委員長

事務局から説明をお願いします。

(資料4「(仮称) 利根町自治基本条例 子どものまちづくりへの参加,子育て及び教育の推進について(素案)」に基づき事務局より説明)

委員長

まず最初の子どものまちづくりへの参加ということであるが、龍ケ崎市の例では「市民、議会及び執行機関」となっており、これを「町民及び町」としてある。これは既に話にあったように、町が議会及び行政ということだったので、「町」としている。みんなで子どものための参加の環境整備に努めていくということになっている。こちらについてはよろしいか。

(一同了承)

委員長

次に、「子育て・子育ち及び教育の推進」というところである。今、ひとつ問題になるかと思うのは。「子育て・子育ち」という言葉だと思うが、こちらは何か疑問点などあるか。

委員

「子育ち」というのは初めて聞いた。「子育て」と「子育ち」では何か特別な違いがあるのか。

副委員長

「子育て支援」という言葉はよく聞かれると思うが、子育て支援というのは、子どもを支援していくには、子どもだけではなく、その子どもを育てている保護者を直接支援しないと、子どもを育てていくのが難しいということで、子育て支援をするには保護者支援をすることが大事だということが言われている。それに対して、「子育ち支援」というのは、子ども自らが発達・成長していく力を伸ばしていくという意味で、「子育てをする人の支援」ではなくて、「子ども自身を支援する」というところが、「子育て」と「子育ち」の大きな違いになっている。保護者のために支援をして、子どもが就学前から小学校に上がるまで、小学校から中学校に上がるまで、と支援していくが、それとは別の意味合いで、子ども自体が発達・成長していく力や能力を育てていく、子どもの主体性を尊重していくというのが「子育ち」ということになる。

委員長

子育て・子育ちということを踏まえて読んでいただくと、よりわかりやすいかと思 うが、その上で意見等はあるか。

委員

解釈のところで語句の説明があった方が理解が深まると思う。

委員長

条例の注釈をつけるというのは前から出ていたので,説明はつくと思われる。時間 が迫ってきたので,「子育ち」という言葉をここで使ってよろしいか確認する。

(一同了承)

委員長

以上で、「子どものまちづくりへの参加、子育て及び教育の推進について」は、「子育ち」を入れることを含めて決定させていただく。今回、次第の2「行政の役割と責務、議会の役割と責務」ということで、ここでは行政責任・議会責任というのを入れる、3「基本原則、基本理念について」に関しては、事務局に宿題が出ているのでお願いしたい。4「子どものまちづくりへの参加、子育て及び教育の推進について」は、「子育ち」を入れるということで、このまま皆様にご了解いただきたい。

5 次回の開催日

次回の開催は11月中旬から下旬頃,詳細は後日通知となった。

6 その他

7 閉会

それでは以上を持ちまして第23回利根町自治基本条例検討委員会を終了しま す。お疲れ様でございました。

以上